

令和3年2月5日

保護者 各位

福島県立湯本高等学校長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（お知らせ）

向春の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素は本校の教育活動に対して格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、緊急対策が継続されたことに基づき、令和3年1月13日付けの対応を継続いたします。

つきましては、下記のとおりといたしますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 対象期間 令和3年2月8日（月）から令和3年2月14日（日）まで
- 2 対象期間における対応について
 - (1) 感染リスクの高い学習活動については、停止いたします。
 - (2) 緊急事態宣言対象地域への不要不急の往来は自粛してください。
 - (3) 大学入試や就職試験、各種全国大会等やむを得ない事情により緊急事態宣言対象地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底してください。
 - (4) 部活動における感染症対策について
 - ① 感染リスクの高い活動を除いて実施いたします。
 - ② 活動前後に部室内で、生徒同士で飲食をすることは控えてください。
 - ③ 他校との練習試合や合同練習会、宿泊を伴う合宿や遠征等は停止いたします。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能といたします。
 - (5) 学校内における感染症対策について
 - ① 健康観察について
 - 御家庭での健康観察の記録とするために、引き続き検温と健康観察の記録の御協力をお願いいたします。
 - 本人及び同居する家族に発熱等の風邪症状が見られるときには学校に連絡のうえ、自宅で休養させてください。その際は、出席停止扱いとなります。
 - ② 昼食の対応について
 - 昼休みは机を移動せず、講義形式で昼食をとるようにいたします。
 - ③ 換気・消毒について
 - 校内においては、定期的な換気及び手指消毒を徹底いたします。
 - ④ 差別・偏見・中傷の防止について
 - 感染者や濃厚接触者について、差別・偏見や中傷を防止するための啓発を図ります。
 - (6) 学校外における感染症対策について
 - ① 登下校の際は、手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を徹底してください。
 - ② 公共交通機関を利用する場合には、必ずマスクを着用するなどの感染防止の対策をお願いいたします。
 - ③ 生徒同士の会食やマスクを外しての会話など感染リスクの高い行動を自粛するようお願いいたします。
 - ④ 不要不急の外出や外泊などを自粛するようお願いいたします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせいたします。

（事務担当 教頭 0246-42-2178）